

池広文発第 46号
平成29年7月26日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

池田市長 倉田 薫
池田市教育委員会

要望書に対する回答について

平素は、本市の市政運営にご理解、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。
平成29年6月28日付けの要望書について下記のとおり回答させていただきます。

1, 子ども施策・貧困対策について

①就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金の前倒し支給(2月3月中)とするとともに、その他の支給についても早くすること。

就学援助の修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費、給食費、医療費は学校長や医療機関からの報告・請求に基づき実費額を支給しており、学用品費等・入学準備金(新入学学用品費)については、国の定める要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助限度額単価に基づいており、近隣の北摂市と同額の支給となります。

また、入学準備金(新入学学用品費)の入学前支給については近隣市町村においても、少しずつ実施してきているところであり、本市においても、援助が必要な時期・必要な方に対し、適切に支給していくべきであると考え、今後検討していくべき課題です。

しかし、各市によって支給時期が統一されていないことから、例えば本市で入学前に支給された後に他市町村に転出し、他市町村でも同様に支給認定を受け、多重に就学援助を受給されるなどの問題が想定されることから、実施に向けては、他市町村とも連携を図り、慎重に検討していく必要があると考えております。

その他の援助の支給時期については、4月1日の支給認定対象者分については例年5月に、学校に対し支払っております。

回答:管理部総務・学務課

1, 子ども施策・貧困対策について

②大阪府及び各市の「こどもの生活実態調査」結果・分析に鑑み、朝食支援、休日の食事支援に自治体として本格的に取り組むこと。学校給食は義務教育の一環として無料とし、さらに子どもの食をささえるものに値する内容とすること。

朝食支援、休日の食事支援については考えておりません。
給食の無償化については、現在、大阪府内で実施している自治体はなく、多額の費用がかかることから、実施は困難であると考えます。

回答:管理部保健給食課

1, 子ども施策・貧困対策について

③学習支援・無料塾については教育委員会、生活困窮者自立支援担当課、ひとり親施策担当課等が横断的に取り組むこと。

経済的な負担をかけずに子どもの家庭学習を学校外で支援し、学力向上を目指すことを目的として、昨年度より中学生に対しては市内6ヶ所に地域学習教室「池田ふくまるはばたき塾」を開設しました。

また、今年度9月より新たに小学校5・6年生を対象に「はばたきイングリッシュ」を開設して、英語のアクティビティを通じて英語力の向上をめざします。いずれも無償で学習機会を提供しています。

回答:教育部学校教育推進課

1, 子ども施策・貧困対策について

④ワクチン製造メーカーの事情によりここ数年、麻しん・風しん混合ワクチンや日本脳炎ワクチン、インフルエンザワクチン不足が医療機関より報告があがっている。よって、定期接種の対象者が定期接種期間中に摂取できない場合、定期接種の対象とするように特別措置をとれないか検討すること。国または自治体による麻しん・風しん混合ワクチン接種などの延長がされた場合、健康被害など事故が起きた場合の補償をすること。大阪府へ接種率の目標達成へ向けた勧奨や供給体制の確保などを含めた指導を行うこと。ワクチンの安定供給に一層の尽力をいただくこと。

ワクチン不足に関しましては、大阪府やワクチン製造会社とも連携を取りながら、定期接種期間中のワクチン接種ができるように努めます。健康被害につきましては、対象者への補償に関して、大阪府を通じて国へ要求をし、健康被害が確定になれば賠償責任として、補償していきます。接種率の向上のため、接種勧奨を行い、目標達成に努めてまいります。

回答:子ども・健康部健康増進課

2, 大阪府福祉医療費助成制度について

大阪府では、福祉医療費助成制度の「見直し」に関わる諸事項が先の3月の府議会で採択された。福祉医療費助成制度は、障がい者や高齢者、ひとり親世帯や子どもたちのいのちと健康を守る上でも欠かせない制度であり、府下市町村における重要度の高い施策として機能してきた。そのため、制度の変更、わけても一部負担金の引き上げ等に関しては、地域住民への影響を最大限考慮したうえで慎重に検討されなければならない。

①大阪府に対して福祉医療費助成制度の一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行わないことを求めること。

大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う一部自己負担金につきましては、大阪府市長会を通じて受給者の急激な負担増を招かないよう要望してきました。

今後も引き続き要望してまいります。

回答:福祉部保険医療課

2, 大阪府福祉医療費助成制度について

②現行制度を存続し、一部負担金については全国自治体レベルの「無料制度」とすること。

大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴い一部自己負担金の見直しを検討されていましたが、府内市町村や議会からの引き上げに対する反対要望等を受け、現行どおり据え置きとなりました。

大阪府の制度では健康保険適用内の治療につきまして、一医療機関あたり一日500円、月2日までの一部自己負担金を求めており、また複数の医療機関を受診した場合においても月額負担上限額を設定するなど、受益者負担に配慮された制度設計がなされていると考えています。

回答:福祉部保険医療課

2, 大阪府福祉医療費助成制度について

③子どもの医療費助成については年齢を18歳までとすること。

子どもの医療費助成につきましては、これまで財政見通し等を総合的に勘案し、現状では入院も通院も15歳の年度末までとしております。

対象拡充につきましては、財源確保のために国へ制度創設の要望を、大阪府へ対象拡充と所得制限撤廃の要望を行うとともに、「子ども・子育て支援日本一」に向けてどのような取組みが有効かという観点を踏まえて今後検討してまいります。

回答:福祉部保険医療課

3, 健診について

特定健診・がん検診については、来年度以降、「保険者努力支援制度」交付金との関係で非常に重要となる。全国を受診率と比べ大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

特定健診・がん検診の受診率ですが、今までの分析や評価を行い、受診率向上に向けた方策を検討してまいります。

回答:子ども・健康部健康増進課

4, 介護保険、高齢者施策について

①利用者のサービス選択権を保障し、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、継続・新規に関わらずすべての要支援認定者が「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」相当のサービスを利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。

本市では、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、ケアプランで必要とされているにもかかわらず、サービスの利用を制限することは行っていないため、すべての要支援認定者が利用することは可能です。

また、要介護(要支援)認定についても制限を行っていないので、希望があれば、認定申請することが可能です。

回答:福祉部地域支援課

4, 介護保険、高齢者施策について

②介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、総合事業の訪問型・通所型サービスの単価については、従来の額を保障し、「出来高制」等による自治体独自の切り下げを行わないこと。

総合事業の訪問型・通所型サービスにおける介護予防サービスに相当する基準で行うサービスについては、従来の単価より変更は行っていません。

回答：福祉部地域支援課

4, 介護保険、高齢者施策について

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担」については、国に実施中止を働きかけるとともに、2割負担者について自治体独自の軽減措置を行うこと。

これまでどおり、介護保険制度については府・市長会等を通じて国に要望しているところです。

低所得者利用者負担については、社会福祉法人減免制度の活用や、月単位で負担限度額を超えた場合は、超えた分が払い戻される高額介護サービス費制度があります。

回答：福祉部介護保険課

4, 介護保険、高齢者施策について

④介護保険料について、低所得者に対する公費による軽減措置の実施を国に働きかけるとともに自治体独自で第1～第3所得段階の保険料の軽減を実施すること。年収150万以下の人の介護保険料を免除する独自減免制度を作ること。

介護保険料について、低所得者に対する公費による軽減措置の実施については、府・市長会を通じて要望してまいります。

また「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中で池田市では、16段階のきめ細かい設定をしており、第7期計画の保険料についてはも同様のきめ細かい設定となるよう検討を重ねてまいります。

回答：福祉部介護保険課

4, 介護保険、高齢者施策について

⑤いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みを作らないこと。

自立支援型地域ケア会議については、本人の意向を踏まえた上で、多職種の専門的意見を個別のケアマネジメントに反映し、自立にむけた支援を行うものであり、統制を目的としたものではありません。

回答：福祉部地域支援課

4, 介護保険、高齢者施策について

⑥第7期介護保険事業計画の検討にあたっては、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」等は盛り込まず、必要な介護サービスが受けられる計画とすること。また、介護保険料については公費投入によって引き下げをはかる計画とすること。なお、国に対し「評価指標に基づく財政的インセンティブ(ディスインセンティブを含む)」については実施しないよう求めること。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、これから内容を検討していくところであり、今後、国からの指針等を踏まえて策定委員会の中で審議を重ねていきます。

回答：福祉部地域支援課

4, 介護保険、高齢者施策について

⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

現在、高齢者の熱中症予防については、民生委員や社会福祉協議会、地区福祉委員、小地域ネットワーク活動、老人クラブ、包括支援センター、ケアマネ等の事業所と協力し、高齢者らを地域で注意深く見守り、熱中症の予防対策を呼びかけることで、熱中症の発生を防ぐように周知しているところです。

熱中症対策については、基礎自治体が独自事業として、地域間競争をするのではなく、全国的な高齢者施策の一環とした国の助成制度にすべきと考えているため、全国市長会等を通じて、国への要望として取り組んでいるところです。

回答：福祉部高齢・福祉総務課

5, 障害者施策について

①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日)を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。

そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

障害者総合支援法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険サービスが優先となっています。

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の際には、サービスの低下が起こらないよう、障害福祉ケースワーカーと介護支援専門員と連携し、利用者が必要としている支援内容等を適切に判断し、ケアプランに反映するよう努めてまいります。

回答:福祉部障がい福祉課

5, 障害者施策について

②前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的に機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

ご本人の意向で介護保険の利用申請手続きを行わない場合でも、現在利用中の障害福祉サービスを打ち切ることは無く、継続して、障害福祉サービスの利用を可能としています。なお、介護保険利用申請手続き依頼は引き続き利用者には継続いたします。

回答:福祉部障がい福祉課

5, 障害者施策について

③障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

障害福祉サービス利用につきましては、住民税非課税世帯の利用者負担上限額は月額0円となっています。

介護保険サービス利用につきましては、保険者個々の減免によらず、国の責任において、国庫負担による恒久的な措置が必要であると考えます。

引き続き府・市長会を通じ国へ要望していきたいと考えます。

回答:福祉部障がい福祉課

5, 障害者施策について

④障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合の総合事業における実施にあつては、障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

総合事業は、介護予防と生活支援のサービスが中心となります。生活支援では比較的専門知識を必要としない支援を行うものでありますが、サービスを提供するに当たって障がい者に関わらず対象者の特性への理解は必要不可欠であるので、サービス提供体制の充実を図っていきたいと考えています。

回答:福祉部地域支援課

5, 障害者施策について

⑤2017年4月診療分より見直される重度障害者医療費助成制度において、一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行わないこと。

「2. 大阪府福祉医療費助成制度について」の①で回答したとおり、今後も引き続き要望してまいります。

回答:福祉部保険・医療課

6, 生活保護に関して

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法律違反をしないこと。

ケースワーカーの研修を重視すること。

各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

平成29年4月現在642世帯に対し、正規職員7人、任期付短時間職員3人、全員社会福祉主事任用資格者のケースワーカー10人体制でおこなっています。

ケースワーカー一人当たり、標準数以下の65世帯で、国の基準を大きく下回った人員配置となっております。

今後も申請者に対し、適切な対応を心がけていきます。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護に関して

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

窓口用に「生活保護制度について」の小冊子、また、保護の相談、申請時の説明用に「生活保護の手引き」、保護の開始された方用の「生活保護のしおり」を作成しております。

窓口、相談時においてそれぞれを活用し、分かりやすい説明に努めているところです。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護に関して

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟を踏まえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

ケースワーカーが、面談や家庭訪問により生活状況等を把握し、ケース診断会議を開催し、組織的に助言、指導をおこなっております。

就労支援については、就労支援員が、きめ細かい就労支援を行い、またハローワークと連携を密にし、仕事の確保のため支援を行っております。

平成28年4月より、生活福祉課において無料職業紹介事業を始め、支援月就労や一般就労の出来る職場開拓をおこなっているところです。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護に関して

④国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。
当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健康受診をすすめるため、健康受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保証すること。

休日・夜間の急病時の受診については、医療機関の協力の下、後日の医療券発行で対応できています。

健康増進課の健診のお知らせを当課から送付することで、受給者に周知や受診の勧めをおこなっています。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護に関して

⑤警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

面接官等としての警察官OBの配置は考えておりません。

各ケースワーカーが、訪問調査などを行い、受給者の生活について把握に努めております。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護に関して

⑥生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

生活保護受給者の意思や生活状況等を考慮した上で、経過措置を認めたり、転居を検討したり、個々に応じた対応をおこなっています。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護に関して

⑦資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

資産申告書については、趣旨を説明し、提出をお願いしています。生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、保有の目的を把握した上で、診断会議を行い、柔軟に対応しています。

回答:福祉部生活福祉課